



生活しやすい環境で自立を目指しましょう



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます。

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす(車いす付属品を含む)
- 特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり(工事をともなわないもの)
- スロープ(工事をともなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12）が適用されます。
※平成30年10月から、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されました。

特定福祉用具購入【特定介護予防福祉用具購入】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請 が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

◆利用者負担について

- 領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

生活環境を整えるサービス

居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】

事前に市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 和式便器を洋式便器などに取り替え（便器の位置・向きの変更を含む）
- 上記の工事とともに必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ**事前に申請**／市による確認

工事の実施・完了／支払い

市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 見取図（住宅平面図）
- 改修前の写真（日付入りのもの）
- 住宅の所有者の承諾書
（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）
- 受領委任払いの同意書（受領委任の場合）

提出に必要な書類

- 完了届出書
- 工事費内訳書
- 領収書（宛名は被保険者名）
- 改修後の写真（日付入りのもの）
- 受領委任払いに係る明細書
（受領委任の場合）

●住宅改修費用と福祉用具購入費用は2種類の支払い方法が選べます。

- ①償還払い……利用者がいったん費用の全額を事業者支払い、申請後、そのうちの保険給付分が市から利用者へ支給されます。
- ②受領委任払い……利用者が自己負担分を事業者支払い、申請後、市が事業者へ保険給付分を支払います。

※受領委任払いを行うには、事前に事業者との合意が必要です。